

組合員各位

12月25日 経済産業省サービス政策課長松岡建志様から、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の徹底について」の要請文を受け取りました。

これは12月19日付けをもって、公正取引委員会が、株式会社トライグループに対して、「消費税転嫁対策特別措置法」に規定する違反行為があったことにより、同法に基づく勧告を行いました。

これをふまえて、当団体に対しても傘下の組合員に対して遵守事項をふまえた対応を周知徹底されることを要請されました。

遵守事項については、AJC 通信に同封致しますが、くれぐれも消費税引き上げに際して、法律違反になるようなことをしないようにしてください。

ご不明な点については、組合事務局にお問い合わせください。

全国学習塾協同組合理事長 森 貞孝